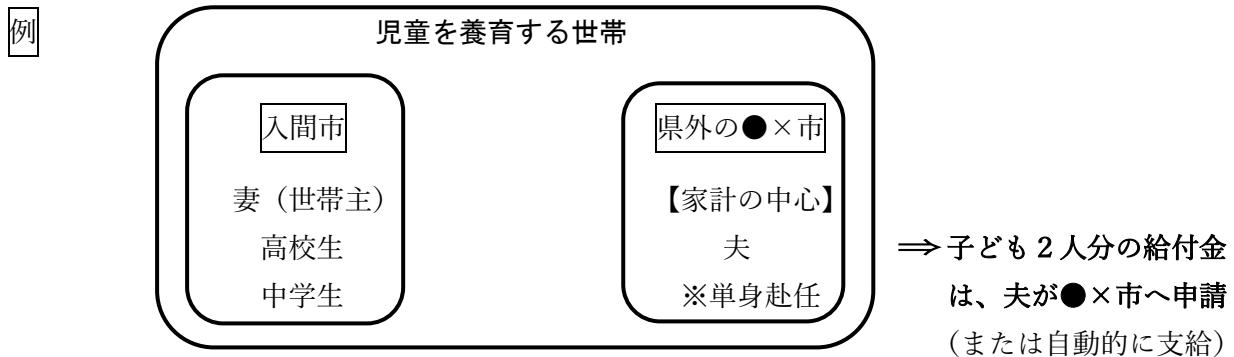


## ご注意願います

### ◎申請者欄に印刷されているのは、家計の中心者（主たる生計維持者＝児童を養育する世帯の中で最も収入の多い方）のお名前ですか？

今回のご案内は、令和7年9月30日時点での入間市に住民登録があり、平成19年4月2日以降に生まれたお子さんのいる世帯の、家計の中心者（主たる生計維持者）と思われる方にお送りしています。（下記の例では、入間市在住の世帯の住民票上の世帯主である妻あて）

家計の中心者（主たる生計維持者）が、単身赴任等で別に暮らしている場合（入間市で暮らしている住民票上の世帯主とは別に、家計の中心者となる方がいる場合）には、その方が本給付金の申請者となります。なお、申請先は、家計の中心者が令和7年9月30日時点で住民登録をしている自治体となります。



※申請書にあらかじめ印刷されている申請者の名前が、家計の中心者ではない場合には、赤字で修正する等して、申請してください（同封の申請書を使ってください）。

### ◎基準日の令和7年9月30日より後に生まれたお子さんも、合わせて申請できます。

本手当は、令和7年9月30日が基準日となっていますが、令和7年10月1日から令和8年3月31日生まれの新生児に限り、対象となります。

この期間に生まれたお子さんがいる場合には、他のお子さんと一緒に申請してください。

ただし、この通知を受け取った方で、すでに入間市から転出している方（9月30日には入間市に住民票があり、現在は住民票がない方）で、転出以降に新生児が出生している場合、その新生児分の給付金は、新しい住所地での申請となります。十分ご注意願います。

例

令和7年9月30日時点で入間市に住民登録があり、小学生の子1人がいる世帯

↓

11月1日に入間市外に転出 ⇒ 小学生1人分の給付金は入間市に申請

↓

12月1日に新生児1人が出生 ⇒ 新生児1人分の給付金は新住所地に申請

## 「令和7年度物価高対応子育て応援手当」支給対象者について

- 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当の支給を受ける方、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の支給を受ける方、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方を支給対象者とします。
- 児童手当の支給を受ける方が物価高対応子育て応援手当の支給が決定されるまでの間に亡くなれた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。
- また、児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、物価高対応子育て応援手当の支給を受けることができる場合があります。詳細は、現在お住まいの市町村に問い合わせてください。

### 【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
  - ・令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の対象となっているお子さん
  - ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生したお子さん
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

### 【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり20,000円です。

### 【申請について】

- 令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の支給を受ける方、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は申請が必要です。児童手当の支給認定を行った市区町村に対して申請してください。

## 【申請方法】

- 記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、入間市に提出してください。
  - 申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。
    - ・ 振込による支給の場合は、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
    - ・ 窓口での現金支給を希望される場合は、申請者の方の本人確認書類（個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等）の写し（※ここで示した本人確認書類はあくまで例示です。本人確認書類や本人確認方法については、各市区町村において住民票の写しの交付など通常の業務で取り扱っている本人確認書類・本人確認方法としていただいている構いません。）
- ※ 外国人住民の方は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しが必要です。

## 【入間市からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、入間市から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めるることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに入間市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

## 【その他】

- 支給対象者に対し、指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に物価高対応子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年3月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、物価高対応子育て応援手当は支給されません。
- DV 被害によりお子さんとともに避難されている方等へ、物価高対応子育て応援手当を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた場合は、支給した物価高対応子育て応援手当の返還を求めます。
- 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

入間市役所

こども支援部 こども支援課

電話：04-2964-1111

内線 2351・2352・2353